

議案第9号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、別
紙のとおり制定する。

平成22年3月1日提出

加西市長 中 川 暢 三

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 16 条中「、第 45 条、第 46 条及び第 46 条の 2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「、第 45 条及び第 46 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成22年1月1日から適用する。

(審議資料)

船員保険法の改正による職務上の災害等に係る給付に関する制度変更に伴い、所要の改正を行うもの。